

# 令和7年度（補正）攻めの園芸緊急生産対策事業の概要について

令和8年2月

## 1 事業概要

### (1) 事業の目的

頻発する気象災害や生産資材価格高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫する中、本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、P=Price（販売価格）の向上、Q=Quantity（生産、出荷量）の増大、C=Cost（生産経費）の削減への取り組み等を緊急に進め、生産力強化や労働生産性向上により未来につながる産地の構築を図る。

### (2) 取組内容

取組み内容	支援の内容
①品質向上対策（P）	品質向上に向けた取組を支援
②生産力向上対策（Q）	安定生産や生産量増大の取組を支援
③コスト低減対策（C）	コスト低減の取組を支援
④生産基盤強化	生産基盤の強化・整備
⑤高温対策	高温被害軽減の取組を支援

(3) 補助率 1/3以内（取組み内容①、②、③、⑤）、1/2以内（取組み内容④）

(4) 事業主体、事業要件に変更なし

## 2 前年度からの変更点概要

### (1) 事業内容一覧（別紙1））

・高温対策の面積要件を育苗用のものについては、その受益面積（本圃）とすると追記

### (2) 実施基準（案）

#### (1) 事業の目標）

・目標値の算出および目標年度について考え方を追記

#### (2) 実施計画書（別記第2号様式））

・2事業の目標（1）事業の具体的効果について、様式を変更

・高温対策は、被害率の軽減を目標にする場合は①品質向上対策（P）として記載する

・事業の目標同様に注意書きを追加

#### (3) 交付申請・実績報告（別記第3号様式））

・添付資料の内容について整理

#### (4) 実施状況報告（別記第5号様式））

・ハウスを導入した事業主体について、施設園芸共済等への加入状況がわかる資料の添付および添付できない場合の対応について追記

### 3 留意事項

- ・本事業は、地域振興局専決事項を指定しているため、内示以降の事務（交付決定、実績報告等）は、地域振興局と市町村での文書のやり取りになります。
- ・本事業は財源として、国庫交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用しているため、年度内（令和9年3月31日）までに、県から市町村、市町村から事業主体へ支払いが完了しておく必要があります。
- ・しゅん工確認検査などもあるため、2月末までの事業完了設定にするなど、早めの設定をしていただくとともに、事業主体、市町村、県の担当者同士で事業が円滑に進むよう連携を図ってください。

### 4 その他

- ・事業計画立案時は、事業に取り組む者全員と十分に事業計画を検討ください。自己負担分が確保できるかも十分に確認ください。
- ・事業実施中に変更や計画どおりに進まない等があったら、早めに相談してください。
- ・補助対象となるか等問い合わせは、別紙の参考様式4，5にて問い合わせください。